

# 令和3年度 第2回 相模原市人事委員会定例会 議事概要

1 日 時 令和3年4月26日(月) 午後4時10分から午後5時25分まで

2 開催場所 人事委員会室(相模原市中央区富士見6丁目6番23号 けやき会館4階)

## 3 議 事

議案第26号 特定任期付職員(スクールロイヤー)の採用の承認について

議案第27号 令和2年度相模原市職員採用選考(障害者対象)の最終合格者の決定について

議案第28号 令和3年度相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【生活保護ケースワーカー】)の実施について

報告第27号 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)に係る実施結果の報告について

報告第28号 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)に係る実施計画の通知について

報告第29号 任命権者に委任している採用選考(保育士(育児休業代替))に係る実施結果の報告について

報告第30号 任命権者に委任している採用選考(保育士(育児休業代替))に係る実施計画の通知について

報告第31号 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生))に係る実施結果の報告について

報告第32号 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生))に係る実施計画の通知について

報告第33号 任命権者に委任している採用選考(会計年度任用職員の職)に係る実施結果の報告について

4 出席者 委員長 谷口 隆良  
委員 山本 雅子  
委員 前田 順也  
(事務局)

事務局長 鈴木 秀太郎

次 長 山口 幸司

総括副主幹 藤原 幸代

総括副主幹 牛久保 隆史

## 5 議決事項

議案第26号 特定任期付職員(スクールロイヤー)の採用の承認について

特定任期付職員(スクールロイヤー)の採用の承認について、原案のとおり可決された。

議案第27号 令和2年度相模原市職員採用選考(障害者対象)の最終合格者の決定について

令和2年度相模原市職員採用選考(障害者対象)の最終合格者の決定について、原案のとおり可決された。

議案第28号 令和3年度相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【生活保護ケースワーカー】)の実施について

令和3年度相模原市職員採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【生活保護ケースワーカー】)の実施について、原案のとおり可決された。

## 6 報告事項

報告第27号 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)に係る実施結果の報告について

相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条第6号の規定により任命権者に委任している選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)について、同規則第4条の規定により実施結果の報告があったため、その内容について、事務局から報告があった。

報告第28号 任命権者に委任している採用選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)に係る実施計画の通知について

相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条第6号の規定により任命権者に委任している選考(行政(任期付短時間勤務職員)【債権回収担当・家屋調査員】)について、同規則第4条の規定により実施計画の通知があったため、その内容について、事務局から報告があった。

報告第29号 任命権者に委任している採用選考(保育士(育児休業代替))に係る実施結果の報告について

相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条第4号の規定により任命権者に委任している選考(保育士(育児休業代替))について、同規則第4条の規定により実施結果の報告があったため、その内容について、事務局から報告があった。

報告第30号 任命権者に委任している採用選考(保育士(育児休業代替))に係る実施計画の通知について

相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条第4号の規定により任命権者に委任している選考(保育士(育児休業代替))について、同規則第4条の規定により実施計画の通知があったため、その内容について、事務局から報告があった。

報告第31号 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生))に係る実施結果の報告について

相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条第1号の規定により任命権者に委任している選考(医師(公衆衛生))について、同規則第4条の規定により実施結果の報告があったため、その内容について、事務局から報告があった。

報告第32号 任命権者に委任している採用選考(医師(公衆衛生))に係る実施計画の通知について

相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条第1号の規定により任命権者に委任している選考(医師(公衆衛生))について、同規則第4条の規定により実施計画の通知があったため、その内容について、事務局から報告があった。

報告第33号 任命権者に委任している採用選考(会計年度任用職員の職)に係る実施結果の報告について

相模原市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則第3条第4号の規定により任命権者に委任している選考(会計年度任用職員の職)について、同規則第4条の規定により実施結果の報告があったため、その内容について、事務局から報告があった。

以上